

| | |
|---|-----|
| 第8回 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ | 資料2 |
| 令和4年12月27日 | |

子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について（案）

<指定研修について>

- 子ども家庭福祉に係る研修については、社会福祉士や精神保健福祉士であって2年以上の子ども家庭福祉に係る相談援助業務の経験を有する者など、一定の要件を満たす者を受講対象として実施するもの。
- 子ども家庭福祉に係る研修の具体的内容の検討に当たっては、第1回WGにおいて確認した「本検討会・WGにおける議論のフレームワーク」に基づき、専門性の柱に沿って整理を行う必要がある。
- 以上を踏まえ、子ども家庭福祉に係る研修の科目名、時間数、到達目標及び想定される教育内容の例示について別添のとおり事務局において整理。
- 別添「子ども家庭福祉に係る研修（イメージ）」に関しては、
 - ・科目名・時間数・到達目標・想定される研修内容の例示・演習内容の実施方法等（※書き部分）については本WG・検討会の報告書においてとりまとめた上で、
 - ・科目名・時間数等を法令等で規定することを想定。

また、上記科目名等を踏まえた、具体的な講義・演習・見学実習に係るテキストの例については、厚生労働省での一定の関与のもと、来年度に調査研究事業等において議論する方向で検討。

<検討の視点>

- 子ども家庭福祉に係る研修については、子どもの最善の利益を確保する観点から整理を行った専門性の柱に沿いつつ、全体として100時間程度の内容とすること等の前提を踏まえる必要があるが、具体的な科目名や到達目標、想定される教育内容の例示及び時間数について、どのように考えるか。

- 本認定資格の導入目的である子ども家庭福祉分野の現場の相談援助業務の専門性向上を早期に実現させる観点から、研修実施機関を十分な数確保することも求められるが、具体的な科目名や到達目標、想定される教育内容の例示及び時間数について、どのように考えるか。

<子ども家庭福祉に係る研修について（第2回・第3回・第6回・第7回WGからの主な変更点）>

<研修内容について>

- 第2回・第3回・第6回・第7回WGでのご議論も踏まえ、下記のような方針で再整理。
 - ・ 今回の資格は、児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、的確な支援を実施できる者として位置付けられていることを踏まえた内容とすること
 - ・ 各科目の内容について、講義及び演習により構成することを基本として整理
 - ・ 専門性の柱（1～3）を基本として科目を構成
 - ・ 第2回・第3回・第6回WGにおける各構成委員からのご意見の反映
 - ・ 科目と想定される研修内容の例示について、既存の公的資格の取り扱いも参考とする
 - ・ ソーシャルワークに係る研修の内容との整合性を図るため、ソーシャルワークの基礎に着目した科目については、基本的にはソーシャルワークに係る研修に盛り込むこととする
- 等の方針で再整理。

<時間数について>

- 第2回・第3回・第6回WGのご議論を踏まえ、専門性の柱（1～3）毎に提示した時間数について変更を加えるとともに、個々の科目毎の時間数に関して講義・演習別に時間数の案を整理。

(別添)

<子ども家庭福祉に係る研修（イメージ）>

- ※ 子ども家庭福祉に係る研修の各科目は、到達目標及び想定される研修内容の例示を踏まえて研修を構成すること。また、規定時間以上の時間を確保すること。
- ※ 厚労 WG 資料 3「主な柱だて」のうち、「1. 専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。」「2. 相談支援等に求められる、地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を理解する。」といった部分については、ソーシャルワークに係る研修において盛り込むことを想定。
- ※ 演習については、講義科目で学習した価値・知識・技術を統合して実践的な内容として展開することに留意しつつ、子ども家庭福祉分野で求められる実践的な能力を修得するため、個別指導並びに集団指導を用いて具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング、グループワーク、事例検討等）を中心とする演習形態により行うこと。
- ※ 演習においては、具体的な内容を含む事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、複合的な課題への支援を遂行できる総合的かつ実践的な能力の修得に向けた指導等を行うこと。
- ※ 研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、研修実施機関において柔軟な実施を可能とする。
- ※ 番号は議論のしやすさの観点から便宜上付したものだが、とりまとめにおいては削除することを想定。

| 科目名 (講義 33・演習 67.5) | 時間（上段：講義、下段：演習） | 専門性に係る WG 資料中「主な柱だて」との対応関係 | 到達目標 | 想定される研修内容の例示 |
|------------------------|-----------------|--|--|---|
| 【講義】 | | | | |
| 1. 子どもの権利擁護 | 1.5 7.5 | 1. ○ 子どもの最善の利益を考慮して、子どもの福祉の推進に貢献する。 | ①子どもの権利の考え方について理解する ②子どもの権利に関する経緯について理解する ③子どもの権利条約や国内法について理解する ④子どもの権利擁護のための意見表明等支援とアドボカシーについて理解する | ①子どもの権利の考え方 ②子どもの権利に関する経緯・歴史 ③子どもの権利条約（国連「児童の代替的養護に関する指針」、出自を知る権利を 始めとした権利 を含む） ④子どもの権利に関する国内法（児童福祉法） ⑤子どもの意見表明等支援とアドボカシー ⑥子どもの権利侵害 |

| | | | | |
|---|------------------|--|--|--|
| <p>2. 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割</p> | <p>1.5 6</p> | <p>1. ○ ソーシャルワークの基本的理念や、ソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識する。</p> | <p>① 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの倫理や価値を踏まえた、専門職の役割を理解する。 ② 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョンの意義と方法を理解する。 ③ 子どもに対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する。</p> | <p>①子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） ②子ども・保護者に向き合う姿勢（ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス） ③子ども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）と当事者参画 ④子どもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割 ⑤子ども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョン（自己の振り返りや自己覚知・倫理的ジレンマの解決のためのスーパービジョンを含む）</p> |
| <p>3. 子ども家庭福祉ー1 （子ども家庭をとりまく環境と支援）</p> | <p>3 1.5</p> | <p>2. ○ 子どもの養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ○ 悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。 ○ 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資</p> | <p>① 子ども・家族・家庭の定義と権利について理解する ② 子どもの養育環境や社会環境が子どもに及ぼす影響を理解する ③ 子どもが置かれている多様な状況とニーズを理解する</p> | <p>① 子ども・家族・家庭の定義 ② 子ども家庭福祉の理念 ③ ライフステージ（胎児期・周産期～青年期等）ごとの子どもに必要な養育環境・社会環境 ④ 養育環境・社会環境の変化・変更が子どもに及ぼす影響 ⑤ 養育環境や社会環境が子どもに及ぼす影響（環境が子どもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験を含む） ⑥ 子どもが置かれている多様な状況とニーズの理解 ⑦ 外国にルーツを持つ子どもや家庭の状況 ⑧ 要介護者・要支援者のいる家庭と子どもへの影響・ヤングケアラー ⑨ 子どもや家庭(女性、若者を含む)への支援</p> |

| | | | | |
|-------------------|--------------------|--|--|--|
| | | <p>する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者（要支援者）の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。</p> <p>○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。</p> | | <p>における組織・団体の役割</p> |
| <p>4. 児童虐待の理解</p> | <p>1.5 1.5</p> | <p>2.</p> <p>○ 子どもの養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。</p> <p>○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。</p> <p>○ 悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。</p> <p>○ 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や</p> | <p>① 児童虐待の定義とその背景を理解する</p> <p>② 虐待等による子どもへの影響を理解する</p> <p>③ 虐待等を受けた子どもの回復に向けて必要な支援を理解する</p> <p>④ 児童虐待等と関連する諸課題について理解する</p> | <p>① 児童虐待の定義と児童虐待の背景</p> <p>② 虐待等不適切な養育環境が及ぼす子どもへの長期的影響（身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の問題等）</p> <p>③ 虐待による身体的成長・発達等への影響</p> <p>④ 児童虐待や逆境体験とその心理的影響の理解（小児期の逆境体験（ヤングケアラーを含む）と保護要件等）</p> <p>⑤ アタッチメントとアタッチメント障害</p> <p>⑥ 心的外傷が子どもに与える心理・行動・発達への影響や支援の視点（トラウマインフォームドケア等）</p> <p>⑦ 誤学習</p> <p>⑧ 喪失体験とその影響</p> <p>⑨ 虐待を受けた子どもが抱える課題（非行やいじめ等）</p> <p>⑩ 虐待と精神保健</p> |

| | | | | |
|---------------------------------|------------------|---|--|---|
| | | <p>里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者（要支援者）の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。</p> <p>○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。</p> | | <p>⑪ 虐待予防や虐待を受けた子どもへの支援の概要</p> |
| <p>5. 子ども家庭福祉—2（保護者や家族の理解）</p> | <p>1.5 3</p> | <p>2.</p> <p>○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。</p> <p>○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する。</p> | <p>① 保護者や家族の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する</p> <p>② 家族に対する支援について理解する</p> <p>③ 家族システムの理解について理解する</p> <p>④ 子ども・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する</p> <p>⑤ ひとり親家庭が置かれた状況や課題について理解する</p> | <p>① 家庭を取り巻く社会環境</p> <p>② 保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等）</p> <p>③ 家族の機能</p> <p>④ 家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の生育歴、世代間連鎖）（ジェノグラム、エコマップ等）</p> <p>⑤ 家族システムの理解（虐待が起こる過程を含む）</p> <p>⑥ 関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、DV防止法、生活困窮者自立支援法等）</p> |
| <p>6. 子ども家庭福祉—3（精神保健の課題と支援）</p> | <p>3 3</p> | <p>2.</p> <p>○ 子どもの障がい、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。</p> <p>○ 相談支援等に求められる</p> | <p>① 現代の精神保健行政の動向について理解する</p> <p>② ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題を理解する</p> <p>③ 家族に関連する精神保健の課題と支援、精神</p> | <p>① 精神保健福祉行政の動向（関係法規を含む）</p> <p>② 精神疾患との関連で発生する症状や行動の理解</p> <p>③ ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題（出産・育児をめぐる精神保健上の課題等）</p> |

| | | | | |
|----------------------------|------------|--|---|---|
| | | る、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。 | 保健に関する発生予防と対策 について理解する ④ 専門職等の役割について理解する | ④ 精神疾患が及ぼす子どもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む）と支援（精神保健上の課題の予防を含む） ⑤ 家庭における関係の課題（精神疾患を抱えた保護者と子どもの関係性に関する課題） ⑥ 子どもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む） ⑦ 精神保健福祉に関する支援を担う機関（医療機関を含む） |
| 7. 子ども家庭福祉－4（行政の役割と法制度） | 1.5 1.5 | 2. ○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。 | ① 子ども・家庭に関する制度の発展過程について理解する ② 子ども・家庭に対する法制度について理解する ③ 子ども・家庭に関する行政機関の役割を理解する | ①子ども家庭福祉制度の歴史 ②子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、養子縁組あっせん法等） ③子ども家庭福祉に関わる組織等の役割（国、都道府県、市町村の役割を含む） |
| 8. 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎 | 1.5 1.5 | 2. ○ 子どもの身体的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。 ○ 子どもの障がい、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。 | ① 子どもの身体的な成長発達を理解する ② 障害理解と発達支援について理解する ③ ライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する ④ 健康及び疾病の捉え方について理解する ⑤ 身体構造と心身機能について理解する ⑥ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する ⑦ 周産期、母子保健、保健医療対策について理解する | ① 心身の成長（成長曲線等） ② 健康と疾病 ③ 障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度 ④ 疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等） ⑤ 妊産婦への支援と母子保健 ⑥ 周産期の母体、子どもの育ち（周産期の保健医療対策を含む） ⑦ 虐待による身体的外傷の特徴 ⑧ 医療と保健・福祉の連携 |

| | | | | |
|---------------------------|--------------------|---|---|---|
| <p>9. 子どもの心理的発達と心理的支援</p> | <p>1.5 1.5</p> | <p>2. ○ 子どもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては、子どもの心理的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。</p> | <p>①人の心の基本的な仕組みと機能について理解する ②人の心の発達過程について理解する ③不適切な行動やその背景について理解する ④心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する</p> | <p>① 子どもの心の発達の基盤と発達過程（認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ（LGBTQ等の多様なあり方を含む）等）（行動上の問題等） ②不適切な行動（不適切な性的行動等（性被害と性加害を含む）） ③心理アセスメントと心理的支援</p> |
| <p>10. 社会的養護と自立支援</p> | <p>1.5 4.5</p> | <p>2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 ○ 相談支援等に求められる、関連する領域の法的知識や施策を理解する。</p> | <p>① 社会的養育の理念について理解する ② 社会的養護における多様な支援のあり方について理解する ③ 児童養護施設等における自立支援について理解する ④ 社会的養護に係る児童等への切れ目のない自立支援を理解する ⑤ 社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割について理解する</p> | <p>① 社会的養育の理念と支援の基本（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針、子どもの意見表明等支援と当事者参画、被措置児童等虐待の禁止等） ② 社会的養護に係る子どもへの支援の形態（児童養護施設等、里親、養子縁組による支援等） ③ 社会的養護に係る子どもへの支援（移行支援、ライフストーリーワーク） ④ 児童養護施設等における自立支援（自立支援計画、親子関係再構築支援） ⑤ 社会的養護に係る児童等への切れ目のない自立支援（居住支援、就労支援や成年後見制度の活用を含む） ⑥ 社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割 ⑦ アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアの実際</p> |
| <p>11. 少年非行</p> | <p>1.5 1.5</p> | <p>2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 ○ 相談支援等に求められる</p> | <p>① 少年非行の現状と背景について理解する ② 少年非行に関する支援に係る専門職等の役割について理解する ③ 児童福祉法と少年法との関係について理解する</p> | <p>① 少年非行の現状と心理的・社会的背景等 ② 虐待と少年非行 ③ 児童福祉法と少年法との関係 ④ 関連する専門職等の役割</p> |

| | | | | |
|--------------|------------|---|--|---|
| | | る、関連する領域の法的知識や施策を理解する。 | | |
| 12. 貧困に対する支援 | 1.5 1.5 | 2. ○ 相談支援等に求められる、貧困等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。 | ① 貧困の概念について理解する ② 貧困状態にある子どもや家庭の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する（貧困が子どもに及ぼす心理社会的影響の理解を含む） ③ 貧困に対する法制度について理解する ④ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する（子どもの貧困対策における学校の役割理解を含む） | ① 貧困の概念 ② 貧困状態にある子どもや家庭の生活実態 ③ 貧困状態にある子どもや家庭を取り巻く社会環境（虐待との関係も含む） ④ 貧困状態にある子どもや家庭に対する福祉の理念 ⑤ 貧困に対する法制度 ⑥ 国、都道府県、市町村の役割 ⑦ 福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割 ⑧ 関連する専門職等の役割 |
| 13. 保育 | 1.5 1.5 | 2. ○ 相談支援等に求められる、保育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。 | ① 養護を基盤とした保育の理念や、保育制度や保育士に求められる役割、専門性について理解する ② 子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性について理解する | ① 保育における養護の理念等の理解 ② 保育制度や保育士に求められる役割、専門性の理解 ③ 子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解（虐待を受けた子どもやその家庭も含む） ④ 保育における相談支援 |
| 14. 教育 | 3 1.5 | 2. ○ 相談支援等に求められる、教育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。 | ① 今日学校教育現場が抱える課題とその実態について理解する ② スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モデル・支援方法について理解する ③ 公教育の目的と意義に | ① 児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢（虐待、いじめ、不登校） ② 学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮） ③ スクールソーシャルワークの実践モデル ④ スクールソーシャルワークの個別支援の視点、集団支援の視点 |

| | | | | |
|----------------------|------------|---|---|---|
| | | | <p>ついて理解する</p> <p>④ 教育の場としての学校の理解について理解する</p> <p>⑤ 教員の職務の全体像について理解する</p> <p>⑥ チーム学校運営について理解する</p> | <p>⑤スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援</p> <p>⑥公教育の目的と意義</p> <p>⑦教育の場としての学校の理解</p> <p>⑧教員の職務の全体像</p> <p>⑨チーム学校運営</p> |
| 15. 子どもの安全確保を目的とした支援 | 3 7.5 | <p>3.</p> <p>○ 面接技術を習得し、要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い、それに基づく支援や支援状況の確認、支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれている子どものアセスメントに当たり、危機管理の視点に立ったリスク評価と子どもの育ちに必要なニーズ把握を適切に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。</p> <p>○ 子どもの権利が侵害されている場合には、子どもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について、危機介入の観点から迅速かつ適切に行う。</p> | <p>①子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するケースマネジメントについて理解する</p> <p>②子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する行政権限の理解と行使について理解する</p> <p>③子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する子どもや保護者に対する面接等の技術について理解する</p> <p>④子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関する家族への支援について理解する</p> <p>⑤重大事例を通して、支援に必要な視点や態度を理解する</p> | <p>①子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に関するソーシャルワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ 通告の受理・調査（立ち入り調査、臨検・捜索を含む） ・ 緊急保護 ・ アセスメント（リスクアセスメント等）、再アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の終結と事後評価 ・ アフターケア <p>②行政権限の理解と行使（調査権限や個人情報への取扱い、家庭裁判所への申立を含む）</p> <p>③子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する面接技術（支援者が持つ権力性への自覚を含む）（司法面接を含む）</p> <p>④子どもの安全確保を目的とした子どもや保護者に対する支援のアプローチ（解決志向アプローチ、危機介入アプローチ等）</p> <p>⑤ 子どもの安全確保を目的とした対応の方法（抵抗や拒絶への理解、子どものトラウマとそのケア）</p> <p>⑥ 重大事例の検討（死亡事例を含む）</p> |
| 16. 子ども家庭福祉と | 1.5 7.5 | 3. | ① 子どもの安全の維持とウェルビーイングを目 | ①子どもの安全の維持とウェルビーイングを目的とした子ども・家庭に対する相談支援等 |

| | | | | |
|--|--------------------|--|---|--|
| <p>ソーシャル ワーカー 1 (虐待予防 のための支 援等を始め とした、多 様なニーズ をもつ子ど もや家庭へ の相談支援 等やその技 術)</p> | | <p>○ コミュニケーション能力 を高め、面接技術を習得す る。</p> <p>○ 子どもの自立も含めた長 期的な視点を持つ。</p> | <p>的とした子ども・家庭 に対する相談支援等につ いて理解する</p> <p>② 子どもの安全の維持と ウェルビーイングを目的 とした子どもや保護者 に対する面接等の技術 について理解する</p> <p>③ 虐待予防に資する支援 を始めとする多様なニ ーズを持つ子どもや家 庭への支援のアプローチ を理解する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ インテーク (エンゲージメント) ・ アセスメント (身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む)、再アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の終結と事後評価 ・ アフターケア <p>②子どもや保護者への面接技術</p> <p>③多様なニーズをもつ子どもや家庭への支援 (地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む) のアプローチ (当事者参画、解決志向アプローチ等)</p> |
| <p>17. 子ども 家庭福祉と ソーシャル ワーカー 2 (地域を基 盤とした多 職種・多機 関連携によ る包括的支 援体制の構 築)</p> | <p>1.5 7.5</p> | <p>3. ○ 地域の支援者や関係機関 との協働の意義を理解し、 推進する。</p> <p>要支援者に対して相談支 援等を行うに当たっては、要 支援者に必要な支援内容に 応じて、関連分野のサービス を提供する支援者や関係機関 と効果的な協働を図る。また、 子どもを中心に置いた、多職 種、多機関協働をコーディネ ートする能力を身に着け、実 践する。</p> | <p>①多職種・多機関連携によ る子ども家庭支援につ いて理解する</p> <p>②地域を基盤とした子ども への包括的支援と支援体 制の構築について理解す る</p> <p>③多職種連携に関する支援 の実際について理解する</p> | <p>①多職種・多機関連携による支援と意義 (都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む)</p> <p>②多職種・多機関連携による支援の方法 (コミュニケーション、コーディネーション、ファシリテーション等)</p> <p>③地域における子どもの生活と地域の見守り、子どもの居場所に関する支援</p> <p>④子ども家庭福祉分野のソーシャルワークに係る、不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション</p> <p>⑤地域共生社会の実現に向けた専門職の役割</p> <p>⑥多職種連携に関する支援の実際 社会的養護を必要とする児童 (児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組) / 自立支援 (成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等) / 保育 / 学校教育 / ひとり親家庭 / 少年非行 (司法機関 (警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等)) / 貧困 / 精</p> |

| | | | | |
|---|------------|--|--|--|
| | | | | 神保健 |
| 18. 子ども 家庭福祉と ソーシャル ワークー3 (組織の運 営管理) | 1.5 7.5 | 3. ○ 組織対応の意義を理解し、推進する。組織の中で の自らの役割を認識し、組 織としての方針決定に貢献 するとともに、組織的な改 善に努める。 | ①判断過程においては、個 人の常識や組織の環境等 の要因により、判断に偏 りが生じることを理解す る ②重大なミスを防ぐための 安全文化を理解する ③組織マネジメントを理解 する ④組織内のスーパービジョ ンを理解する ⑤組織における人材の育成 と支援（メンタルヘル ス）を理解する | ①判断過程における、個人の常識や組織の環境 等の要因による判断の偏り ②重大なミスを防ぐための安全文化 ③組織マネジメント ④組織内のスーパービジョン ⑤組織における人材の育成と支援（心理的 安全 性 、メンタルヘルス） |